



HAPEE ハッピーメール MAIL

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター
〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 TEL:082-248-1400

Facebook



ハッピーメール
バックナンバー



【Mail Magazine 知っ得情報】

メルマガでは国、県、市町、産業支援機関等及び産振機構の公募イベント助成金情報などのご案内をいち早く皆様にお届け致します(右記のQRコードで閲覧できます。)。※毎週木曜日配信



(公財)ひろしま産業振興機構発行

「今月の企業ご紹介コーナー」は、当国際ビジネス支援センターの各事業にご参加いただいた国際賛助会員企業や、関係機関のご担当者の方々にスポットを当てた、担当者目線での企業紹介コーナーです。

今月の企業紹介コーナー 株式会社上万糧食製粉所

会社概要

- 会社名：株式会社上万糧食製粉所
- 代表者：栗栖 亮輔
- 所在地：広島市安佐南区伴南2丁目5-19-13
- 電話番号：082-849-5783
- URL： <https://kona-ya.com/>
- SNS：ueman_aokinako (Instagram)
wapanko_ueman (Instagram)
- 事業内容：穀粉および穀物加工品の製造・販売。和洋菓子原料、国産原料などの卸売
- 設立：1928年
- 従業員数：30名



担当者からの会社PR

私は株式会社上万糧食製粉所
営業部 営業二課 課長の保科
☑hoshina-ueman@kona-ya.com です。

- ① 「どのような会社ですか?」「自慢できること」
地元広島で創業98年となり、広島県民には「きな粉(青きな粉)と言えばウエマン」とまで呼ばれる会社となりました。
- ② 「担当部署はどんなことをしていますか?」
バイヤーや取引先との商談、販促資料の作成、展示会対応などを行っています。
- ③ 「どのような商品を展開していますか?」
きな粉・青きな粉・だんごの粉等、広島で長年ご愛顧を頂いております。近年は国産米を独自加工した商品を開発し輸出への取り組みをスタートしました。
- ④ 「海外展開について」
2019年発売開始した原材料が国産米のみで出来た「WA-PANKO」シリーズをメインに、欧米を中心に現在23か国へ輸出しております。世界中の多くの方々に「幸せ」と「健康」をお届けできるよう今日も真摯に取り組んでまいります。

国際ビジネス支援センターとの関わり!

国際ビジネス支援センターのサポートを活用し、米国、欧州等への展開を進めています。グルテンフリーのパン粉「WA-PANKO」という特色ある商品をメインに地元での海外バイヤーとの商談会や現地での情報収集等でご協力頂き感謝します。

これからも「熱い」「厚い」支援を頂ければと思っています。



■ CONTENTS ■

今月の企業紹介コーナー			株式会社上万糧食製粉所	1
海外 レポート	ジャカルタ	インドネシア人人材活用について（2）		2
	台北	台湾防災今日この頃		3
	ハノイ	ハノイ市内の化石燃料車、乗り入れ規制		4
お知らせ	ハッピーからのお知らせ			5-8

「インドネシア人人材活用について（２）」

日本の公認会計士として日本及びインドネシアの大手監査法人勤務を経て、日本の会計税務及び親会社の考え方にも精通しながら、時には日本本社へも出向いてサービス提供。会計税務を中心とした日常的業務のお手伝いから、新規進出や組織再編、M&A など幅広い側面で日系企業を支援。



こんにちは！

今回は、「インドネシア人人材活用について」というテーマの２回目をお話しします！

＜インドネシア人人材活用の難しい点＞

言語の壁: 日本語能力が十分でない場合、意思疎通に苦勞することがあります。専門用語や曖昧な表現は避け、簡単な言葉でゆっくりと話すように心がけましょう。

文化的な誤解: 日本の文化や習慣に慣れていないため、誤解が生じることがあります。日本の習慣やルールを丁寧に説明し、理解を促すことが重要です。

曖昧な指示: 日本語の曖昧な表現や指示は、インドネシア人には理解しにくい場合があります。具体的な指示を出すように心がけましょう。

コミュニケーション不足: 言葉の壁や文化的な違いから、コミュニケーション不足に陥ることがあります。積極的にコミュニケーションを図り、信頼関係を築くことが重要です。

ハラスメント: 文化や価値観の違いから、意図せずハラスメントに該当する言動をしてしまう可能性があります。ハラスメントに関する知識を深め、相手を尊重する姿勢が大切です。

私が特にコメントしたいと思う点は、「文化的な誤解」と「曖昧な指示」及び「コミュニケーション不足」になります。この３つは、言葉が通じる通じない以上に難しい点であり、言葉の背景の趣旨や思いが通じる通じないという難しさに繋がっていきます。

「文化的な誤解」について

例えば指示された仕事が「完了した」という言葉の意味内容についても、大きな差異があると思われます。日本では、仕事が「完了」したと言えば、上司のレビューの結果多くの修正が入る状況は許されないと考えます。また、修正が多く入るような仕事の「完了」であれば、上司や他の人に自分がやるべき仕事をやらせてしまう事になると認識しています。一方、インドネシアでは、仕事が「完了」したという事は、その人の主観において「完了した」という意味に近くなると

感じます。つまり、人によって「完了」した仕事の質や内容に大きな差が生じます。日本人のように、自分の職場職階において仕事が「完了」するとはどういうことか、を事前に把握しようと努めることはありません。そもそも「完了」という事の意味は、日本人のようにその達成レベルの事前把握の意味は含まれていないと思われます。ですので、厳しい見方をすると「やったはやった」という手を付けただけのような仕事の「完了」にもインドネシア人との仕事では出会うことになります。ここで必要になってくるのは、曖昧な指示ではなく具体的に仕事の「完了」を定義づけることになります。

「曖昧な指示」について

日本人は以心伝心の文化もあり、また、指示された人間が必死に空気を読んで相手の指示を把握しようとしますので、「曖昧な指示」でもなんとかなる側面があると思います。しかし、インドネシア人との仕事においては、仕事の「完了」を明確に細かな点まで具体的に定義しないとイケません。指示された方は文言通りの理解以上はしませんし、具体的かつ明確な指示は上司の責任と考えられていると思われます。

「コミュニケーション不足」について

このようにして、結果的に意図せず「コミュニケーション不足が発生していると思われます。更に、このようなコミュニケーション不足は、日本のやり方に合わせて解消する事は難しく、むしろインドネシアのやり方（こちらがより世界標準に近いと感じます）に合わせて解消する方が合理的と感じます。そうすると、更なる積極的なコミュニケーションで解決していく他ないと感じます。



（私の家の近くの日本風居酒屋）

「台湾防災今日この頃」

人事コンサルティング、日本企業の台湾進出事前調査、台湾現地法人の設立、運営サポート業務等を中心としたサービスを提供。日本の良き隣人「台湾」に関することなら、築いてきた人脈と自身の経験値を基に懇切丁寧にサポート。



気候変動による災害は、思わぬ時間と場所で発生しています。

台湾では、9月23日の台風による洪水の影響で、花蓮県光復地域の「せき止め湖」が決壊しました。10月8日時点では、死者18名、行方不明者6名となっており、家屋の損壊やインフラ崩壊、土砂堆積など被害は甚大で、復旧の見通しは未だ立っていません。

しかし、こうした惨事の中でも、懸命に救助・救援活動にあたる人々の姿は希望の光となっています。災害発生直後には、長靴を履きシャベルを手にしたボランティアが台湾全土から集結。メディアは彼らを「鎗子超人（シャベル・スーパーマン）」と称え、その献身的な活動が全国の人々に感動を与えました。被災地には、軍・消防・警察に加え、日本や欧米、韓国、香港、アフリカ・ガンビアなど海外からも応援部隊が駆けつけました。

<国家防災日イベント>

台湾では、1999年の「921大地震」以来、毎年9月21日を国家防災日と定め、全国で防災イベントが行われています。今年も、台北市の国父記念館広場では、防災意識向上を目的とした多彩な催しが開かれました。

近年は、近い将来発生が予想される南海トラフ地震への備えなど、台湾社会全体で防災意識が高まっており、地震対策に加え、自然災害や「台湾有事」を想定した緊急対応などへと発展しています。

日本との連携も深まっており、非常食の分野から市場参入を試みるケースが多く見受けられます。台湾では、防災食と言えば、台湾製カップ麺・缶詰類・ビスケット類等が主流でしたが、近年では、広島のスナック食品株式会社のマジックライスシリーズや尾西食品株式会社のアルファ米シリーズ、森永製菓株式会社のゼリー飲料（台湾現地工場生産）等の日本製の非常食が、台湾市場に定着しています。



また、先日のニュースでは、台湾の国防部、軍隊が8億元（日本円40億円）の予算を投じ、日本製の長期保存用ミネラルウォーターを購入しようとしたことが話題になりました。結果的には購入に至らなかったのですが、台湾において、備蓄食料品や防災グッズに関心を示す関係者・企業が確実に増加してきていることを示すニュースでした。

<市民居住地域防空避難模擬演習>

台湾では、毎年、軍事模擬演習に合わせて、一般市民に屋内で待機を求める防空避難訓練が実施されてきましたが、今年からは、政府と民間企業の協力により、市民居住地域防空避難模擬演習が新たに加わりました。演習には、台湾全土で1200店舗以上のスーパーマーケットを運営する業界最大手の台湾全聯福利中心（英語名：PX Mart）社が参加し、台北・台中・台南の各店舗において、一般市民の避難誘導等を含む防空避難模擬演習が実施されました。

台湾は、防災教育や防災意識の面ではまだまだ日本に劣る部分が多々見受けられますが、防災システムには日本に劣らぬ優れた点があります。今後も、日本と台湾は、防災学習や防災技術の向上のため、連携を深めていくことを確信しています。

「ハノイ市内の化石燃料車、乗り入れ規制」

IT、医療、建設関連等幅広い分野において企業の現地法人設立合弁契約の支援を数多く手掛ける。また、自身でも日系現地法人の運営に携わり、ベトナムにおけるビジネスノウハウを熟知。

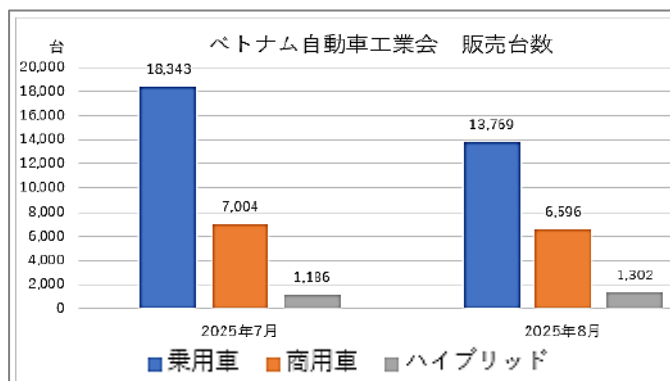


<2026 年 7 月より二輪車規制始まる>

ベトナム政府は、ハノイ市内の環状 1 号線の内側、面積で約 31.5 km²での化石燃料車両の乗り入れ規制を発表しました。これによると、わずか 1 年後の 2026 年 7 月より二輪車が規制され、2028 年 1 月には自家用自動車も一定の制限が課せられ、規制範囲も拡大し環状 2 号線の内側、約 90 km²のエリアが規制対象となります。さらに 2030 年には環状 3 号線の内側一部迄広げた規制が開始される予定で、その面積はおよそ 175 km²となります。広島市中区、東区、南区、西区の合計面積 116.81 km²より大きく、非常に広い範囲が規制対象となることがわかります。この規制の発表後、ハノイ周辺での二輪車・四輪車の中古車取引や新車販売に大きな影響が出ています。ある二輪中古車取扱店の店長によると、中古車両の価格は以前より 30%前後低下しているそうです。特に、2014 年製のオートバイは、規制発表前約 2 千万 VND (12 万円) で査定していましたが、現在は 400~500 万 VND (3 万円) まで値下げしても買い手がつかない状態だそうです。また四輪車の販売についても、主流が EV 車またはハイブリット車に急速に移行しています。

<自動車販売台数>

ベトナム自動車工業会発表によると、8 月の新車販売台数は乗用車が 13,769 台と、前年同月比で約 25%減少しています。ただし、近年販売量が急増している電気自動車メーカーのビンファーストおよび韓国ヒュンダイ（電気自動車アイオニックをベトナムで生産）は、ベトナム自動車工業会に加盟しておらず、発表の国内販売数に含まれていません。ビンファースト社の単独での発表数字によると、ここ数年は毎年倍増で販売数が増加しており、今回の規制発表後は、さらに販売台数が伸び毎月 1 万台を超えています。ビンファーストの会長によると、上半期 6 ヶ月間の販売台数は、67,596 台で通常年間販売台数の 30%に当たるため、本年は合計 22 万台以上になる可能性があります。



<化石燃料車乗り入れ規制の課題>

現在、ハノイ市内を走行するオートバイは約 800 万台、自動車は約 150 万台で、毎年 4.5%上昇している中で電動車の割合が急速に増加することにより、充電設備の不足が今後、大きな社会問題となる可能性があります。現在、ビンファーストが充電ステーション網を積極的に拡張していますが、将来の充電需要に対し、現状の施設数では 1 割未満の供給に留まると言われています。また、マンション管理組合によっては、相次ぐ電動二輪車による火災事故を理由に EV 車両の駐車禁止をする動きが出ており、車両および充電設備の国家基準の明確化も急がれています。ベトナム電力グループ（国営企業）、ビンファーストの子会社やフランス本社企業など、多くの国内外企業が充電設備への投資検討を始めています。

<日系企業の動き>

日本企業の動きは、トヨタ、日産、ホンダ、スバル、スズキは、ハイブリッド車の輸入販売を開始していますが、トヨタベトナムは、30 周年記念式典において、3 億 6,000 万 US ドルの追加投資を行い、ハイブリッド車組立ラインを導入すると発表しました。また、ベトナムメディアによると、マツダの CX-5 のハイブリッド車が将来、ベトナム市場に投入されると予測しています。

来年 7 月から始まるハノイ市中心部への化石燃料利用の二輪車乗り入れ禁止により、電動化の波がさらに加速する可能性があります。充電設備の充実、市民の通勤、物流で活躍する既存のオートバイ買換えに対する政府支援策に注目が集まっています。

FSMA(米国食品安全強化法)対応

PCQI

トレーニング講座

広島会場

12月2日・3日・4日

11/5 締切

米国の「食品安全強化法(FSMA)」103条では、米国内で販売される食品の製造者（米国へ食品輸出する日本の食品製造者を含む）に対し、PCHF規則（ヒト用食品の予防コントロール：21 CFR Part 117）の遵守を求めています。具体的には、現行適正製造規範（CGMP）に則した前提条件プログラムの運用やハザード分析に基づく食品安全計画の策定を求めています。食品安全計画の策定や運用においては、PCQI（予防コントロール有資格者）の参画や監督が必須となります。

ひろしま産業振興機構および福山商工会議所では、このPCQIになるために必要な標準カリキュラムに基づき、米国FDA FSPCA（The Food Safety Preventive Controls Alliance）のリードインストラクター資格を有する講師によるトレーニング講座を対面形式で開催します。

本講座を修了した参加者はFSMA103条で義務づけられたPCQI資格が取得でき、FSPCAから修了証書が発行されます。受講料12万円以上の新Version2.0基準の講座を、福山・広島市内で格安に受講できる絶好の機会です！

■ 日時

広島会場：2025年12月 2日(火)・ 3日(水)・ 4日(木) 3日間 各日 9:00～17:30

※時間は多少、前後することがあります。

■ 場所

広島会場：広島県情報プラザ2階 第1研修室（広島市中区千田町3-7-47）

■ 内容

食品安全計画の概要・作成、CGMP(現行適正製造規範)とPRP(前提条件プログラム)、危害分析とは、危害要因分析、予防的管理措置、検証、妥当性確認、記録、リコール計画等 PCQI資格を取得するために定められている内容。

※新Version2.0基準の講座です。FSPCAによる講座内容の改訂により講座時間を延長しています。

■ 講師

萩原 正（はぎわら ただし）氏

ペリージョンソンホールディング株式会社ペリージョンソンコンサルティング
リードインストラクター

食品メーカーにて生産や品質保証の実務に長年従事。

FSSC22000などの食品安全マネジメントシステムに関する国際認証規格の主任審査員として現場経験が豊富。

■ 対象

広島県内に製造拠点があり、同一の参加者が3日間のカリキュラムすべてを受講できる、米国への輸出に取り組む食品関連事業者の方。

■ 定員 各会場、25名

■ 受講料（テキスト代、講座修了証書発行費が含まれます）

ひろしま産業振興機構の国際賛助会員または福山商工会議所会員 4万円/人

上記の会員以外 7万円/人

■ 申込

オンラインフォームから11月5日(広島会場)までに、お申込みください。

定員になり次第、締め切ります。 <https://ws.formzu.net/fgen/S11334267/>



PCQIトレーニング講座(広島)

講師 萩原 正(はぎわら ただし) 氏

食品メーカーにて生産や品質保証の実務に長年従事、海外の生産工場での実務経験も豊富である。
また、米国・ウィスコンシン州立大学の客員研究員として食品加工の研究にも携わった経歴を持つ。
2000年には大規模食中毒事故を経験し、所属していた企業の食品安全マネジメントシステム再構築にも貢献した。
現在は、FSPCAのトレーニングを受けたリードインストラクターとして、FSMA対応のセミナー講師を務めるほか、コンサルタントとして食品安全マネジメントシステムの構築や運用の支援を行っている。
FSSC22000など食品安全マネジメントシステムに関する国際認証規格の主任審査員としても、多くの現場経験を有している。

米国食品安全強化法<FSMA>の概要

- 制 定 2011年1月4日
- 概 要 FSMAは、食品の安全性を強化するために米国で制定された法律です。
米国で生産される食品だけでなく、米国に輸出される食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品関連事業者も対応が必須です。
企業規模や品目によって適用が異なります。
- 背 景 米国では年間3,000件以上の食品由来の死亡事故が発生しており、「事後的対応」から、問題を未然に防ぐための「予防管理」への転換を目的として導入され、食品医薬品局(FDA)の権限を多岐にわたり強化するために制定されました。
- 対 象 米国内に流通する食品の製造・輸入・販売に係る米国内外(日本も含まれる)のすべての事業者
- 主な内容
 - 102条 米国内外の食品関連施設のFDAへの登録と、米国代理人の義務強化
2年毎、偶数年に更新が必要。
 - 103条 PCQI(未然予防有資格者)による食品安全計画の作成義務
 - ・FDAに登録した施設は、103条の「ヒト向け食品に対する予防コントロール」(Preventive Controls for Human Food : PCHF)で義務づけられたPCQIによって危害分析・予防管理を含む食品安全計画の策定・実施を行うことが求められています。
 - ・PCHFでは、HACCPを発展させた「ハザード分析及びリスクに基づく予防コントロール:HARPC」のようなリスクベースの予防コントロールが求められています。
 - ※103条は、食品関連企業にとって非常に重要な法令です。
 - 201条・306条 FDAによる外国施設への査察強化



広島県内企業のみなさま

無料!!

世界8都市の ビジネスサポーターが 皆様の海外ビジネスを がっちりサポート

【対応都市】

世界8都市(台北、バンコク、シンガポール、ハノイ、
ホーチミン、ジャカルタ、ベンガルール、ニューヨーク)

こんなお悩みありませんか？

販売代理店に
なりそうな
商社を見つけたい

現地の事情や
商習慣法規制を
知りたい

うちの商品は
ニーズがあるの？

どんな食品や
サブりが
流通しているの？

部品の
仕入れ先を
探している

現地での
訪問アポイントを
とってほしい

通訳を紹介
してほしい

OEM先を
探してほしい

サポート内容

▶ アドバイス・相談

▶ 取引先の発掘・紹介

▶ 情報の収集・提供

▶ 商談設定・現地同行

▶ 専門機関等の紹介

▶ 商談後のフォロー

ウェブ
面談にも
対応

など

注意事項

※利用は広島県内に事業所のある企業等に限ります。

※専門的な調査や、現地アテンド実費など有料になる場合もあります。

お問い合わせ



公益財団法人 ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47

TEL.082-248-1400 E-mail:s-kokusai@hiwave.or.jp

お申し込みはこちらから

<https://www.hiwave.or.jp/purpose1/international/foreignoffice/>



中国への進出・展開をお考えのみなさま

中国への海外展開支援実績が豊富な 「海外ビジネスパートナー」が 皆様の様々なお悩み・課題解決をサポート

無料



進出診断

現地事情・
市場調査

現地企業の
紹介

トラブル対応

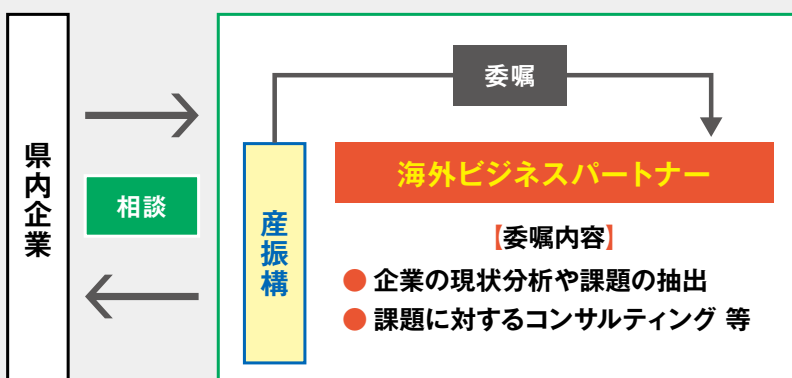
商標登録



「海外ビジネスパートナー制度」とは

中国へのビジネス展開の際に生じる様々な課題解決をするために創設した新たな支援制度です。

概観

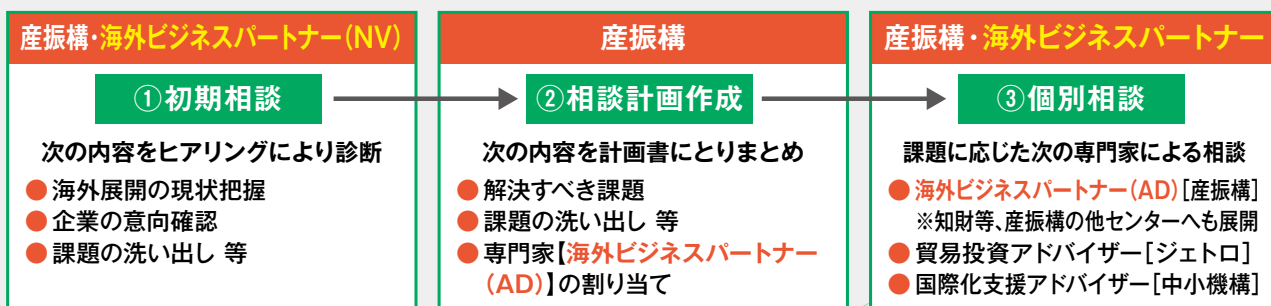


【海外ビジネスパートナーの専門分野】

- 海外販路開拓、マーケティング
- 貿易、物流
- 拠点設立
- 会計、法律
- M&A
- グローバル人材関連
- 現地情報収集、分析 等

相談フロー

初期相談を通じて県内企業の皆さんが抱える課題を洗い出し、
課題に応じた専門家による個別相談へとつなげることで最適・最速なサポートを行います。



※海外ビジネスパートナー ナビゲーター(NV): 相談企業にヒアリングし、現状分析や課題を抽出し、各専門家へ引継ぎや橋渡しを実施する者
アドバイザー(AD): 各分野の専門家(海外販路開拓、マーケティング・貿易、物流・拠点設立・M&A 等)



海外ビジネスパートナー制度に登録された
パートナーを紹介します。

海外ビジネスサポーター・パートナー紹介▶



海外ビジネスサポーター・パートナーへの
相談は、「申込フォーム」より手続きください。

ホームページからの相談申込フォーム▶



お問い合わせ先



公益財団法人 ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号
TEL.082-248-1400 E-mail: s-kokusai@hiwave.or.jp